

防災基本計画修正(平成27年3月)の概要

背景

- 原子力防災体制の充実・強化に関するこれまでの経緯
- H25. 9. 3 第2回原子力防災会議決定「地域防災計画の充実に向けた今後の対応」
※原子力発電所の所在する地域ごとに、課題解決のためのワーキングチームを速やかに設置し、地域防災計画・避難計画の充実化を支援
- H25. 9. 13 ワーキングチームの設置
- H26. 9. 12 第4回原子力防災会議
※原子力防災体制の充実・強化についての総理指示
- H27. 3. 5 3年以内の見直し検討チーム「原子力防災体制の充実・強化について(第二次報告)」
※ワーキングチームの機能を強化し、「地域原子力防災協議会」へ名称変更するとともに、各地域にしっかりと定着させるため、同協議会で行う国の取組を防災基本計画に位置付け、明確化

主な修正内容

- 地域原子力防災協議会の設置及び地域防災計画・避難計画の具体化・充実化に係る国の支援
- 地域原子力防災協議会における緊急時対応の確認及び原子力防災会議への報告・了承
- 緊急時対応に基づく訓練の実施、訓練結果からの反省点の抽出、改善の措置の実施など、継続的な地域の防災体制の充実

防災基本計画修正 新旧対照表
第12編 原子力災害対策編

修正前	修正後
<p>第12編 原子力災害対策編 (略)</p> <p>○本編第1章から第3章までの地域防災計画（原子力災害対策編）を策定すべき地域については、上記指針において示されている“原子力災害対策重点区域”を目安として、その自然的、社会的周辺状況等を勘案して定めるものとする。また、国〔内閣府等〕は、地域防災計画（原子力災害対策編）の充実化を支援するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第1章 災害予防 (略)</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え (新規)</p>	<p>第12編 原子力災害対策編 (略)</p> <p>○本編第1章から第3章までの地域防災計画（原子力災害対策編）を策定すべき地域については、上記指針において示されている“原子力災害対策重点区域”を目安として、その自然的、社会的周辺状況等を勘案して定めるものとする。また、国〔内閣府等〕は、地域防災計画（原子力災害対策編）の具体化・充実化を支援するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第1章 災害予防 (略)</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え</p> <p>○内閣府は、原子力防災会議決定に基づき、<u>原子力発電所の所在する地域ごとに、関係府省庁、地方公共団体等を構成員等とする地域原子力防災協議会を設置するものとする。</u>国〔内閣府、関係省庁〕は、<u>同協議会における要配慮者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事業者に協力を要請する内容等についての検討及び具体化を通じて、地方公共団体の地域防災計画・避難計画に係る具体化・充実化の支援を行うものとする。</u>原子力事業者は、<u>同協議会における検討等を踏まえて必要な体制</u></p>

第12編 原子力災害対策編

修正前	修正後
<p>(新規)</p> <p>8 防災関係機関等の防災訓練等の実施</p> <p>(1) 訓練計画の策定</p> <p>(略)</p> <p>(新規)</p>	<p>をあらかじめ整備するものとする。</p> <p>○国〔内閣府、関係省庁〕、地方公共団体等は、各地域の地域原子力防災協議会において、避難計画を含むその地域の緊急時における対応（以下本編において「緊急時対応」という。）が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることを確認するものとする。内閣府は、原子力防災会議の了承を求め、同協議会における確認結果を原子力防災会議に報告するものとする。</p> <p>○国〔内閣府、関係省庁〕、地方公共団体等は、地域原子力防災協議会において確認した緊急時対応に基づき訓練を行い、訓練結果から反省点を抽出し、その反省点を踏まえて当該地域における緊急時対応の改善を図るために必要な措置を講じ、継続的に地域の防災体制の充実を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>8 防災関係機関等の防災訓練等の実施</p> <p>(1) 訓練計画の策定</p> <p>(略)</p> <p>○道府県が実施する原子力防災訓練のうち、特に国の関係機関が参加し総合的に実施する防災訓練については、訓練計画に定める訓練の目的、実施項目、反省点の抽出方法等について、地域原子力防災協議会において検討するものとする。</p>

第12編 原子力災害対策編

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>(3) 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>(略)</p> <p>(新規)</p> <p>(略)</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び活動体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>7 指定行政機関等の活動体制</p> <p>(略)</p> <p>(2) 原子力緊急事態宣言発出後の対応</p> <p>(略)</p> <p>二 原子力災害対策の総合調整</p> <p>○原子力災害対策本部は、原子力緊急事態宣言発出後、原子力災害対策本部の下、内閣府政策統括官（原子力防災担当）を議長と</p>	<p>(略)</p> <p>(3) 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>(略)</p> <p>○訓練に参加した国の関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等は、地域原子力防災協議会において、総合的な訓練の実施結果、成果、抽出された反省点等を検討し、これらを共有するものとする。訓練に参加した国の関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等は、明らかにした課題に関して、緊急時の対応に係る計画やマニュアルの改善等を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び活動体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>7 指定行政機関等の活動体制</p> <p>(略)</p> <p>(2) 原子力緊急事態宣言発出後の対応</p> <p>(略)</p> <p>二 原子力災害対策の総合調整</p> <p>○原子力災害対策本部は、原子力緊急事態宣言発出後、原子力災害対策本部の下、内閣府政策統括官（原子力防災担当）を議長と</p>

第12編 原子力災害対策編

修正前	修正後
<p>して関係省庁の局長級で構成する関係局長等会議を開催し、緊急事態応急対策の調整など必要な調整を行うものとする。<u>原子力規制庁</u>長官は、必要に応じ、内閣危機管理監の出席を得て、会議を統轄するものとする。 (略)</p>	<p>して関係省庁の局長級で構成する関係局長等会議を開催し、緊急事態応急対策の調整など必要な調整を行うものとする。<u>内閣府</u>政策統括官(原子力防災担当)は、必要に応じ、内閣危機管理監の出席を得て、会議を統轄するものとする。 (略)</p>